



平成 21 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 **オオゼキ**
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 石原坂 寿美江
(コード番号 7617・東証第二部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 柵山 健哉
(TEL 03-6407-2511)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 8 日開催の取締役会において、平成 21 年 5 月 28 日開催予定の第 51 回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 変更の理由

(1) 株券の電子化に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、当社が発行する普通株式が電子化されたことから、株券の発行について定めた現行定款第 8 条を削除するとともに、現行定款第 9 条および第 10 条、第 12 条から第 14 条の一部修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 社外取締役選任に伴う変更

この度、「不適切な経理処理」の再発防止策の一環として、当社ガバナンスの更なる強化に向けた社外取締役の選任をお願いしているところですが、当社外取締役においては、職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮していただき、期待される成果を果たしうよう、変更案第 27 条(社外取締役との責任限定契約)に、一定の要件において賠償責任を免除できる旨、新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 資本政策の機動性向上に伴う変更

機動的な資本政策及び配当政策を実施するため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする規定とともに剰余金の配当の基準日について、変更案第 37 条を新設するものであります。この新設に伴い、現行定款第 37 条から第 39 条を削除し、現行定款第 40 条の一部追加等所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 5 月 28 日(木)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 5 月 28 日(木)

以上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第7条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2 当社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(4) (条文省略)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(基準日) 第12条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 (条文省略) 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第14条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第15条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第7条 (現行通り)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(4) (現行通り)</p> <p>第10条 (現行通り)</p> <p>(基準日) 第11条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 (現行通り)</p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 (現行通り) 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成、備置きその他の事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第13条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第14条～第26条 (現行通り)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定す</p>

<p>第 28 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金配当の基準日)</p> <p><u>第 37 条 剰余金の配当は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(転換社債の転換の時期と配当金)</p> <p><u>第 39 条 当社が発行する転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換が 3 月 1 日から 8 月 31 日までになされたときは 3 月 1 日に、9 月 1 日から翌年 2 月末日までになされたときは 9 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>附 則</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>る契約を締結することができる。</u></p> <p>第 28 条～第 36 条 (現行通り)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p><u>第 37 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p><u>2 当社は、毎年 2 月末日または 8 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「配当金」という。)を行う。</u></p> <p><u>3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第 38 条 配当金が、支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p><u>2 未払の配当金には利息をつけない。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>なお、本附則は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって、これを削除する。</u></p>
--	--